

物件設置許可申請に係るチェックリスト

(本管布設用(開発行為-都計法32条申請有りも含む))

- 物件設置許可申請書
- 位置図(ex. 1/15,000 広範囲のもの)
- 付近見取図(ex. 1/1,500)
- 土地の公図の写し
- 誓約書(区域外流入の場合or受益者負担金未賦課地区の場合)
- 平面・縦断・横断図
- 土工標準図・土留設置工標準図
- 流量計算書
- 求積図(面積のわかるもの)
- 開発行為許可申請書の写し(開発行為の場合、愛知県発行)
- 人孔標準図(マンホール)
- 副管工標準図(該当する場合)
- 仮設図(深さが150cm以上の場合)
- 取付管施工図
- 公共ます施工図
- 公共ます蓋承認図
- 除害施設設置申請書(飲食店等必要な店舗のみ)
- 特定施設設置申請書一式(特定事業場の場合)

※工事完了日を経過する恐れがある場合は、根拠書類を添付し、工事期間延長申請が必要

※施工者は本管・取付管布設工事を行う業者

※開発行為を伴わない本管布設時にも準用(開発行為に関する書類の添付は不要)

物件設置許可着手に係るチェックリスト

(本管布設用 (開発行為-都計法32条申請有りも含む))

- 着手届
- 工程表 (市契約規則第8号様式準用)
- 工程表別紙 (市契約規則第8号様式準用)
- 現場代理人等届 (市契約規則第13号様式準用)
- 経歴書 (市契約規則第13号様式 (その3) 準用)
- 工事下請負届 (該当の場合のみ、市契約規則第21号様式準用)
- 工事使用材料承諾書 (市契約規則第11号様式準用)
- 材料承認表
- 材料承認 (仕様書)
- 施工計画書 (概要、工程表、安全管理、緊急時、交通、処理)
- 工事打合簿 (愛知県様式準用)

※工事打合簿は書類の提出の都度必要

物件設置許可完了に係るチェックリスト

(本管布設用 (開発行為-都計法32条申請有りも含む))

- 工事完了届
- 位置図 (ex. 1/15,000 広範囲のもの)
- 付近見取図 (ex. 1/1,500)
- 出来形図 (平面 ・ 縦断 ・ 横断図)
- 出来形図 (平面 (取付管位置の分かるもの) ・ 縦断 ・ 横断図)
- 測定結果一覧表 (管延長、砂基礎工、マンホール)
- 工事写真帳 (着手前、各工事の施工状況、完了、使用材料)
- 取付管工事写真帳 (着手前、施工状況、完了)
- 工事打合簿 (愛知県様式準用)

※取付管写真帳には、人孔からの距離、取付管土被り、公共ますの位置がわかる全景の写真が必要

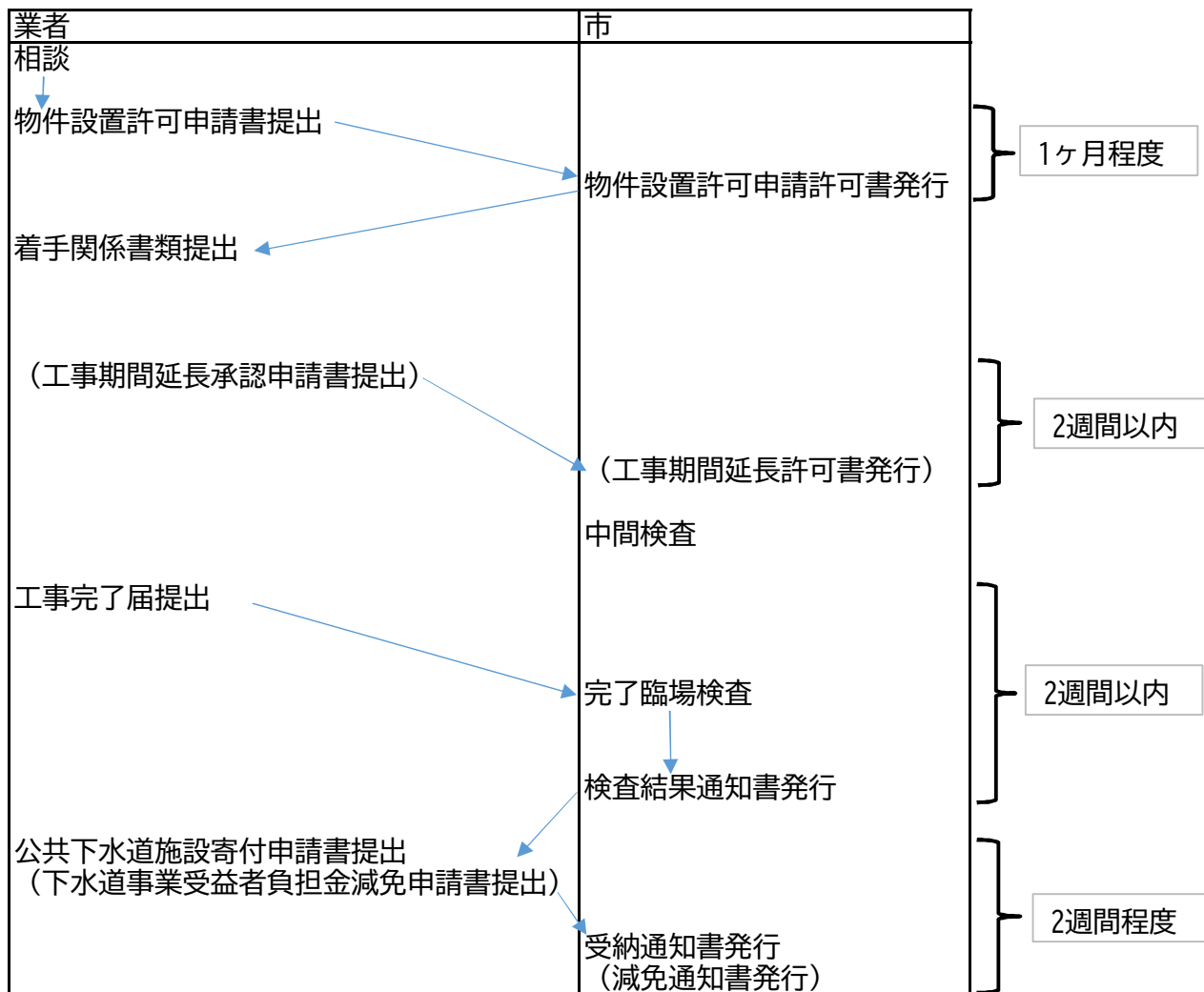
寄付に係るチェックリスト

(本管布設用(開発行為-都計法32条申請有りも含む))

- 公共下水道施設寄付申請書
- 検査済証の写し(開発行為の場合、愛知県発行)
- 開発行為許可申請書の写し(開発行為の場合、愛知県発行)
- 位置図(ex. 1/15,000 広範囲のもの)
- 付近見取図(ex. 1/1,500)
- 出来形図(平面・縦断・横断図)
- 下水道事業受益者負担金減免申請書(未払いの場合)
- 工事費用を証明する書類(見積書や請求書及びその内訳)

※開発行為を伴わない本管布設時にも準用(開発行為に関する書類の添付は不要)

本管布設有り（開発行為含む）



※中間検査、完了臨場検査に施工者の立ち合い必要
 ※排水設備確認申請書は原則受納通知書発行後に提出可能
 ※開発に伴わず本管を布設する場合は、検査結果通知書発行後に排水設備確認申請書を提出可能であるが、受納通知書発行後に排水可能であることが条件になる